

事務連絡

令和6年7月1日

各市町村農政担当課長 殿

九州農政局地方参事官（鹿児島県担当）

環境負荷低減のクロスコンプライアンスが始まりました！

日頃から、農林水産省の各種施策につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、地球温暖化等が世界規模で課題となり、各産業で持続可能な社会の実現に向けた取組が求められる中で、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けて、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しているところです。

こうした取組を着実に推進する取組として、令和6年度から、補助事業等を活用する農業者等の皆様に、最低限の環境負荷低減の取組を実践していただくことを要件とする、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（以下「クロスコンプライアンス」といいます。）を導入したところです。

こうした中で、現場関係者から、「どうして、農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？」といったご質問をいただいているところです。このため、今般、クロスコンプライアンスの意義や必要性を、農業者等の皆様にご理解いただく観点から、別添のとおり、チラシを準備いたしました。

つきましては、本チラシを、農林水産業関係者の目に留まるところに配置又は掲示していただくとともに、農林水産省の補助事業等を活用される事業者を中心に、クロスコンプライアンスについて情報提供していただくよう、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、クロスコンプライアンスについては、令和6年度はチェックシートの提出と取組の実践までであり、証拠書類の保管や提出は求めておりません。一方で、令和7年度以降は、実際に取り組んだ内容の報告や確認の導入を予定しており、その内容等については、令和7年度概算要求後の9月以降に改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

〒892-0816

鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 4 F

九州農政局鹿児島県拠点 地方参事官室

各地区担当：伊藤、樽水、有村

T E L 099-222—5840